休止・廃止・再開届書

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | 薬局、医薬品販売業等を廃止し、休止し、又は休止した薬局、医薬品販売業等を再開したとき |
| 根拠法令 | 法律　第10条、第19条、第38条、第40条、第40条の７施行令　第２条の14、第35条、第57条施行規則　第10条の８、第18条、第114条、第159条の23、第177条、第178条、第196条の13施行細則　第６条 |
| 提出部数 | 保健所設置市以外の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、配置販売業、卸売販売業及び再生医療等製品販売業：２部（１部薬事管理課、１部保健福祉事務所）保健所設置市以外の店舗販売業、薬種商販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業：１部（保健福祉事務所）保健所設置市内の配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業及び再生医療等製品販売業：２部（１部薬事管理課、１部長野市保健所又は松本市保健所）保健所設置市内の薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、店舗販売業、特例販売業及び高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業：１部（長野市保健所又は松本市保健所）地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局：２部（１部薬事管理課、１部保健福祉事務所、長野市保健所又は松本市保健所） |
| 添付書類 | 廃止したときは、許可証等の原本（許可証等を紛失した場合には、理由書） |
| そ の 他 | １．廃止、休止又は再開したときから30日以内に届け出ること。２．業務等の種別欄には、薬局、薬局製剤製造販売業・製造業、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、薬種商販売業、特例販売業、高度管理医療機器等販売業・貸与業、管理医療機器販売業・貸与業又は再生医療等製品販売業の別を記載すること。３．管理医療機器の販売業又は貸与業にあっては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄に、その販売業又は貸与業の届出を行った年月日を記載すること。４．休止の場合には、休止、廃止又は再開の年月日欄に「〇年〇月〇日まで休止の予定」と付記すること。５．配置販売業にあっては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄には記載しないこと。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 休止 | 届書 |
| 廃止 |
| 再開 |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務の種別 |  |
| 許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日 |  |
| 薬局、主たる機能を有する事務所、製造所、店舗、営業所又は事業所 | 名称 |  |
| 所在地 |  |
| 廃止、休止又は再開の年月日 |  |
| 備考 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 上記により、 | 休止 | の届出をします。 |
| 廃止 |
| 再開 |

　　　　　　　年　　　月　　　日

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所　〒

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

氏　名

|  |  |
| --- | --- |
| 長野県知事 | 　殿 |
| 　　　市長 |